

川 福 監 発 第 4 4 号
平成30年10月15日

各介護保険施設・事業所管理者
各障害者福祉施設・事業所管理者
各養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各有料老人ホーム管理者

} 様

川口市福祉部長 池田 誠 (公印省略)

入浴介助における安全確保の徹底について (通知)

高齢介護・障害福祉サービスの適正な運営につきましては、日ごろ格別のご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年7月30日に、市内の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）において、入所者が浴槽内で溺れて死亡する事故が発生しました。

入浴介助における安全確保の徹底については、これまでも平成23年8月12日及び同年11月14日付けの通知で埼玉県から注意喚起があり、たとえ短時間であっても職員が目を離すと重大な事故につながるおそれが非常に大きいことが示されておりました。

各管理者・施設長の皆さまにおかれましては、下記の点について改めて検証し、事故の未然防止に努めてください。

記

- 1 利用者の入浴中に職員の見守りがなくなる時間が生じないようにすること。
- 2 必要に応じ、複数の職員で対応する等、安全な介助体制を確保すること。
- 3 施設ごとに入浴介助におけるマニュアルを整備し、定期的に職員に周知すること。
- 4 入浴機器の利用に当たっては、操作・使用説明書を確認し、安全装置の利用漏れや点検漏れがないか確認し、適切な使用方法を職員に対して周知すること。
- 5 新規採用職員や経験の浅い職員に対しては、マニュアルの内容や突発事故が発生した場合の対応について研修を実施すること。

担当 川口市福祉部 福祉監査課 048-271-9421
介護保険課 048-259-7293
障害福祉課 048-271-9442